

まじりの、財政自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

昭和四年第一回福生町議会臨時会の会議録の写を限額のふたも封入いたします

会議録の送付いたします

福生町議会臨時会
議長 田中 恒吉

昭和四年三月二十日

郵政特便 田中 恒吉

福生町議会議員 田中 恒吉 (印)

福議発第〇二号

昭和四年三月二十日

福生町議長 石川 常太郎 殿

福生町議会議長 田中 恒吉 (印)

会議録の送付について

昭和四年第一回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたし

ましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

第一回臨時

議一
議二
議三
議四
議五
議六
議七
議八
議九
議十
議十一
議十二
議十三
議十四
議十五
議十六
議十七
議十八
議十九
議二十
議二十一
議二十二
議二十三
議二十四
議二十五
議二十六
議二十七
議二十八
議二十九
議三十
議三十一
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十六
議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

福生町議會議錄 第一號

第一號

昭和四十四年
（自一月二十八日
至一月一日）
第一回臨時會





第一回福生町議会議臨時會會議録 (第一号)

昭和四十四年一月二十八日福生町議會議場に第一回福生町議會議臨時會が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番伊東忠次郎君 二番塩野鉄元助君 三番小堺仁七君

四番関米土君 五番松本平九郎君 六番石川信義君

七番小林暢吉君 八番中里元一君 九番大野行夫君

十番川杉重雄君 十一番森田秀雄君 十二番高橋千春君

十三番中西虎蔵君 十四番加藤清一君 十五番石川繁治君

十六番水谷清一君 十七番高波忠君 十八番仲沢弘之君

十九番杉本皆雄君 二十番中村国太君 二十一番末次性男君

二十二番大沼香伍君 二十三番岩田博君 二十四番田村匡雄君

欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 島田 猛 君 議長 青山次男 君 主事 市川昭利 君

一 地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 君 収入役 篠崎俊夫 君

教育長 小田信二 君 調査室 大野忠一 君 調査室 橋本孝蔵 君

調査室 上野重勝 君 総務 高水 求 君 税 務 古 各 徳 男 君

住 民 乙 津 宗 吉 君 民 生 森 田 武 君 産 業 内 田 和 雄 君

土木課長 森田 猛 君 水道 長 生子国利 君 教 育 中 村 浩 君

土木課長 森田 猛 君 水道 長 生子国利 君 教 育 中 村 浩 君

土木課長 森田 猛 君 水道 長 生子国利 君 教 育 中 村 浩 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号 福生町立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二号 福生町助役の定数条例を廃止する条例

日程第五 議案第三号 福生都市計画福生多摩河原土地区画整理事業施行規程を定める条例

日程第六 議案第四号 昭和四十三年度福生町一般会計補正予算（第四号）

日程第七 議案第五号 昭和四十三年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第六号 福生町助役の選任同意について

日程第九 議案第七号 福生町収入役の選任同意について

日程第十 議案第八号 業務委託に関する協定書の同意方について

- 日程第十一 請願第一号 道路新設に関する請願書
日程第十二 陳情第一号 福生町私立幼稚園々児に対する援助措置に関する陳情書
日程第十三 特定事件の継続調査について

午前九時 四分 開議

○議長(田村匡雄君) 皆さんお早ようござります。

たゞりまから昭和四十四年才一回福生町議会臨時会を開会いたし
ます。

これより本日の会議を開きます。

○議長(田村匡雄君) 日程に入る前に町長からご挨拶を願います。

一町長(石川常太郎君) 登壇。

○町長(石川常太郎君) お許しをいただきます。ご挨拶を申しあげ
ます。

本日は、昭和四十四年才一回福生町議会臨時会に際しましては、大変
ご多忙中、全員の出席をいただきありがとうございます。
心よりお礼申しあげます。

本日は、昭和四十四年の才一回臨時会でござりますが、本年も特別の
ご協力を賜りたく切に願います。次でござります。
年をおりまして行政の複雑化は、はん雑を加えて参りますし、

行政の向上の要望はますます加って参ります。またこれらは当然向上させなければならぬ義務があるわけでございます。

しかしながら反面支入の増は複雑と要望に対して、多くを望むことはできません。従いまして、財政的には本年の苦しい年になると存じます。しかしながら協力をお願いいたします、着実に築いて参りました基礎の上に、より高い理想を、より強固に着実に築いて参りたいと考えております。

安保改定を明年にひかえて、基地の町として住民福祉のために過ちのない道を歩みたいと思っておりますので、本年も格別の指導とご協力をお願い申しあげる次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて本日は、条例に関するもの三件、予算に関するもの二件、人事に関するもの二件、その他一件、計八件の議案をお願いいたしましたわけでございますが、何とぞ慎重に審議賜りましてご可決いただきますようお願いいたします。

説明員といたしまして、税務課長が公用のため欠席させて

いただいております。何とぞよろしくお願いいたします。

議長（田村匡雄君）以上で町長のご挨拶は終了します。

議長（田村匡雄君）これより日程に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名

議員の指名は、会議規則第九十九条の規定により、

九番 大野行夫 君

十番 川杉重雄 君

十一番 森田秀雄 君

以上三名を指名いたします。

議長（田村匡雄君）この際報告事項がありますので事務局長をして報告いただきます。

（島田議会事務局長報告）

一、昭和四十四年度議会一回臨時会の招集について（別添参照）

一、出席説明員の要求について（別添参照）

一 本日の提議案について、（議事日程参照）

○議長（田村匡雄君） 日程第二会期の決定を議題といたします。
今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告願います。

議会運営委員長 小林暢吉君

（議会運営委員長 小林暢吉君 登壇）

○議会運営委員長（小林暢吉君） 指名がありましたのでご報告申し上げます。

本日招集されました第一回臨時会の開催にさきだって、去る一月二十五日午前九時より議会運営委員会を開催し、会期・日程等について審議・検討を重ねました結果、当委員会としては今次臨時会の会期については、本日一日限りで決定し、お願いしようという結論にいたしました。

理由といたしましては、提出案件十件中議案の関係が八件、請願、陳情各一件であって、町長提出なるものについては、議会

においての渴望として人事議案および学校設置と廃止の推進、道路整備等の補正予算議案であって、提案のつと理事長より詳細にわたる説明を聞くことにより納得が得られるものと考えられ、また請願、陳情については会議規則の定めるところにたいがい、所管の委員会に付託願ひ、審議願ひことに意見の一致をみたのがあります。

なお理事者から全員協議会の要求があり、議運といたしましてこれを了承いたしましたのであらじめご承知おき願います。

以上簡単であります。議運における臨時会招集にあたっての審議結果を申しあげ、本日の議会運営が円滑にはこばれますよう議員各位のご協力を要望いたします。ご報告といたします。

○議長（田村匡雄君） 以上で委員長の報告は終了します。

おはかりいたします。会期についてはただいま委員長から報告されたとおり一月二十八日、一日間と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）ご異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

議長（田村匡雄君）日程才三議案才一号福生町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。議事係長を以て議案の朗読をいたさせます。

（青山議事係長朗読）省略

議長（田村匡雄君）朗読は終了しました。本案について提案理由の説明を求めます。教育長 所田倍二君

（教育長 町田倍二君登壇）

教育長（町田倍二君）お許しをいただきまして、議案才一号福生町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

本条例の一部改正案は、すでにご案内のように現在熊川の二八〇五番地内に仮称所立才五小学校を建設中でございます。工事の順調に進んでおります。また懸案でございました通学区域の関

係につきましては地元父兄の方々のご理解あるご協力によりまして、田満に解決いたしました。来る四月一日から二小より分離独立いたしました。新しく才五小学校として十学級、三百四十六名の予定をもちまして開校いたします。それにとりなしまして本条例の一部改正をいたそうとするのでございます。また学校を新しく設置する場合におきましては、国および都の諸規定によりまして、設置する一カ月おきまでに議会の議決謄本を添えて都の教育委員会に学校設置届をすることになっております。本案を提出した次でシャリます。

条例の内容につきましては、現行条例は二カ条のみでございます。そのうち才一条才一号は小学校の名称等が規定されております。才二条におきましては中学校の名称等が規定されております。今回は才一条才一号中名称といたしました。福生町立福生才五小学校、位置といたしました。東京都西多摩郡福生町大字熊川一八〇五番地を新たに加えようとするものであります。附則といたしました。この条例は、ご議決いただきます。

れば昭和四十四年四月一日から施行いたそうとするものでございます。
以上よろしくご審議をいたさしまして、原案とありご決定くださるようお願い申しあげる次第でございます。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第一号は原案とあり決するに

異議ありませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案第一号は原案とあり可決いたしました。

○議長(田村匡雄君) 日程才四議案才二号福生町助役の定数条例を廃止する条例を議題といたします。議事係長を以て議案の朗読をいたさせます。

福生町議会

「青山議事係長朗読」省略

○議長(田村匡雄君) 朗読を終りました。本案について提案理由の説明を求めます。町長石川常太郎君

(町長石川常太郎君登壇)

○町長(石川常太郎君) お許しをいただきます。議案才二号福生町助役の定数条例を廃止する条例の説明を申し上げます。

長い間助役が欠員でございまして、大変迷惑をおかけいたしまし

ましてお詫い申しあげる次第でございますが、本日、日程才八

議案才六号をもちまして後刻上程申しあげる予定になっており

ます。現行の助役の条例が、福生町助役の定数条例に「所に助役

を二人置く」昭和三十四年八月十九日

す。現時点におきまして、私といたしましては自治法とあり助役

はひとりよろしいと考えておりますので、本条例の廃止する条

例を提出した次第でございます。

何とぞ尊重なるご審議をちようたいいたします。ご可決いた

で説明を終わります。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案オニ号は原案とあり決するに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案オニ号は原案とあり可決いたしました。

~~~~~

○議長(田村匡雄君) 日程オ五議案オ三号 福生都市計画福生多々河  
原土地区更整理事業施行規程を定める条例を議題といたします。  
朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めま  
す。

都市計画課長 森田猛君

(土木兼都市計画課長 森田猛君 登壇)

○土木兼都市計画課長(森田猛君) お許しをいただきました。議案オ三  
号 福生都市計画福生多々河原土地区更整理事業施行規程を定める条例に  
ついて説明申し上げます。

まず最初にお話がございますが、議案としてお配りいたしました  
中に、誤字・脱字等が非常に多く、見苦しい点があるわけで  
ございますけれども、その点お許しのほどお願いいたします。

今回、多々河原の開発につきまして、十二月二十四日に東京都の地方  
審議会におきまして区域の決定がなされました。現段階では建設大  
臣の告示をまっておりますわけでございます。今までの貴例からい  
ますと一カ月半位で大臣の告示があるわけでございます。二月初  
旬にはその決定が下されるのと思っておりますわけでございます。

この規則を条例としてお認めいただきましたというところ、土地  
区画整理法や五十二条と五十三条にあるわけでございます。都道府  
県および市町村が区画整理を施行するにつきますと、施行規程およ  
び事業計画を定めるといふふうに解釈されております。

この場合、施行規程におきましては市町村の条例で定めるとはつ